

第十八條 本會發行ノ機關雑誌ハ會員ニ無償配布ス

附 則

第十九條 本會會則ハ總會ノ決議ヲ經ルニアラザレバ

之ヲ變更スルコトヲ得ズ

第二十條 本會事務所ヲ公衆衛生院内ニ置ク

なほ同研究會現在の理事名は次の如くである。

會長 公衆衛生院長 東大 林 春雄

名譽教授医学博士 赤塚 京治

公衆衛生院教授醫學博士 池田 錫

公衆衛生院講師兼厚生技師農學士 石川 知福

公衆衛生院教授醫學博士 川上理一

公衆衛生院教授醫學博士 斎藤 潔

公衆衛生院教授醫學博士 野邊地慶三

公衆衛生院教授醫學博士 平山 嵩

公衆衛生院教授醫學博士 広瀬 六郎

工學部助教授兼東大工學士 平山 嵩

工學部助教授兼東大工學士 平山 嵩

工學部助教授兼東大工學士 平山 嵩

「厚生科學」第一卷第一號內容目次

卷頭言

厚生科學の創刊に際して  
総 説

衛生技術員養成機關に就て

原 著

ツベルクリン反應検査方法に就て(第一報)

野邊地慶三其他

昭和十五年度事業計畫要目

結核死の年齢分布に就て

久保秀史 負荷重量の生理衛生學的研究

白井伊三郎・土屋弘吉

防毒面に關する研究(第一報)

鈴木幸夫

年は恰かも國勢調査を施行せらるゝを機會として  
沈澱活性汚泥中に於けるチブス菌の生存期間に就て  
集團検査に適する網狀赤血球染色法の新變法に就て  
赤塚 京治・森下 正次其他

岡本 啓・柄内 寛

(二) 農山漁村に於ける愛育諸施設狀況の調查

(三) 兒童愛護思想普及

(四) 愛育事業關係者の選獎

農山漁村に於ける愛育諸施設狀況の調查し愛育

事業施行の資料となさむとす

調査報告

北滿開拓地の夏期に於ける青少年義勇軍並に開拓民

の生活狀況

東北地方農漁村住宅視察報告

平山嵩

農村に於ける小兒保健並に營養改善事業

斎藤潔

夜業の影響に關する一調查

辻正三

資 料

活性汚泥生物の定量法に就て

洞澤勇

論著紹介

疫 學(七篇) 心 理 學(二篇) 產業衛生(六篇)

建築衛生(一篇) 衛生化學(一篇)

雜 報

(五) 妊娠、出産、育児等に關する民俗資料の編纂

各府縣當局の配慮に依り蒐集せる標記の資料を

分類編纂して之を刊行せむとす

(六) 愛育村の指導 聯絡

昭和十四年度に於て全國に愛育村の設置を見る  
こととなりたるに依り之が指導、聯絡を緊密なら  
しむる要あるを以て愛育班員の訓練を一層強化す  
る外

イ、地方別に關係者の聯絡協議會を開催すると  
もに

ロ、愛育村の保健婦に對し再教育を行ひ愛育事業  
の實績を擧ぐるに努めむとす

(七) 地方巡回展覽會施設

(八) 會報「愛育」及「愛育新聞」發行

第二、愛育研究所に關する事項

(一) 研究事項の擴充

現に研究に從事しつゝあるものの外研究事項を  
擴充する爲所員及助手を増員し猶他の關係團體よ  
りの援助に依り一層研究を進めむとす

## (二) 愛育醫院の充實

1 小兒科擔當の醫員を増員し現在醫長一人、醫員三人を醫長一人、醫員五人とする外、耳鼻咽喉科及皮膚科の嘱託醫を置く

2 產科を新設し醫長一人、醫員一人、產婆一人、看護婦六人を置く

## (三) 相談所及母親學校

相談所の事業を擴張し深川區住吉町深川母子園

に健康相談所を開設する

母親學校を設け一期約五十時間の豫定を以て年三回之を開き兒童を同伴せしめて實際的指導を行ふ

## 第三、愛育隣保館に関する事項

## (一) 戰歿者遺族保育講習

軍事保育院の援助を受け本年三月開始の戰歿者遺族保育講習は本年度に於ても引續き之を施行し九月中旬終了の豫定なり

## (二) 乳兒の哺育

現に隣保館に於て實施しつゝある幼兒の保育と關聯して乳兒の哺育は隣保館の使命を達成する上に於て最も必要な事なるが故に經費の許す場合に於ては乳兒の哺育を開始し愛育研究所と聯絡して乳兒の榮養其他保護に關し實際的指導をなさむとす

## 社團法人日本産業衛生協會の健康保險法の改善に對する決議

社團法人日本産業衛生協會理事會に於ては昭和十五

年四月二十三日同協會内社會保險制度及醫療制度調査委員會の調査による健康保險法の改善に對する決議案を承認決定、五月十七日理事長より保險院社會保險局長宛提出した。其の全文を掲ぐれば次の如くである。

## 健康保險法の改善に對する決議

## 一、定額式に由る適性診療報酬の決定

## 説明

本年度日本醫師會との診療契約は諸種の點に於て改善されたるも府縣により診療の報酬動搖するのみならず、而も往々にして高物價を示す大府縣に於て低額なるを以て、被保險者に満足を與へ得ず、又保險費にも經濟上の不安を齎し、延いては診療内容を更に低下するに至る虞あり。故に地方的事情を考慮し、且診療方法並に診療經濟上の合理性を具備せる定額報酬を制定すること

## ロ、保險醫の指定

(1) 健康保險法施行當初に於ては開業醫全部を保險醫たらしめるために種々の情弊を生ぜり。依りて社會保險を理解せず、或は社會保險醫療をなさざる有名無實なる保險醫に關して合理的制限を行ふこととする

(2) 私立診療所に於ける醫師にして社會保險を理解し之が診療を希望するものに就ては、その設備不完全ならざる限り銓衡の上之を保險醫たらしむること

(3) 現行制度下に於ては、日本醫師會は醫者に非ざる者の設立する病院例へば大會社の社長が表面上病院の設立者たる場合、產業組合設立の病院等を政府管掌保險の保險醫たることを欲せざるが如き場合あるも政府は醫師に非ざる者の經營する病院と雖社會保險醫療に適するものは廣く之を指定され度きこと

拘、その診療報酬は低額單一化を目標として實施されてゐる

これは一方被保險者に安心と満足とを與ふるの道に非ざると共に、他方醫師にも亦満足を與へざる理由である。この弊を除去する爲には新たに専門醫制度を設くるの必要あり。即ち、專門的醫術に深き造詣を有する醫師を以て專門醫とし、その撰定を嚴格にすると共に、專門醫たる保險醫の報酬と一般保險醫の報酬との間には適切且妥當なる區別を立つること。専門醫の撰定に關しては適當なる資格規準を定め、特に委員會等を組織して慎重に撰任すること

イ、専門醫制度の實施  
保険醫の技術及教養には多くの段階あるにも不